

神戸地区自治功労者表彰規定

(目的)

第1条 神戸地区自治活動又は神戸地区発展に功績のあった個人を表彰し、神戸地区自治功労者として推薦することにより、地区発展に寄与することを目的とする。

(表彰・自治功労者推薦の事項)

第2条 個人で次の各号に該当するもの（以下「表彰・自治功労者」という。）をこの規定の定めるところにより表彰推薦する。

- (1) 住民自治協議会会長の在任期間が3年以上の者
- (2) 自治会長（区長）の在任期間が5年以上で事業に努力した者、又は住民自治協議会役員の在任期間が5年以上で事業に努力した者
- (3) 地区事業達成に努力し、その実績顕著なる個人
- (4) 上記の外、必要な事項は別に定める。

(表彰・推薦の方法)

第3条 被表彰者に対する表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

2 表彰は、原則として総会にて行う。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

3 各地区自治会長（区長）は、第2条の規定に該当する者があるときは、自治功労者推薦書（別紙様式）を神戸地区住民自治協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 会長は、前条の推薦書を受理したときは、その内容を神戸地区自治功労者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、審議のうえ被表彰者を決定するものとする。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、神戸地区住民自治協議会役員会とし、審査の必要に応じて会長が委員を任命することができる。

2 委員は、審査上で知りえた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規定は、昭和 60 年 6 月から実施する。

この規定は、平成 22 年 4 月 25 日から改正実施する。

この規定は、平成 29 年 4 月 15 日から改正実施し平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

神戸地区自治功労者審査基準内規

神戸地区自治功労者表彰規定、第 2 条第 4 項については次のとおり定める。

○第 2 条第 2 項の在任期間が 5 年に満たない場合は、住民自治協議会が依頼又は住民自治協議会会長の推薦による次の公職及び公職に類する職に就任した期間を加えることができる。ただし、その在任期間はおおむね 10 年とする。

民生委員、主任児童委員、保護司、農業委員、地区支え合い体制づくりネットワーク協議会長、市民センター長、消防団神戸部部長、交通安全協会会員、及びこれに類する職

○上記に類する職で住民自治協議会会長が推薦する者も審査の対象とする。

別紙 様式

令和 年度自治功労者推薦申請書

申請日

地区名

推薦者名

候補者名 生年月日 住所 氏名 電話番号	
推薦理由 役職 就任期間 推薦理由	

令和 年度自治功労者推薦申請書

申請日 令和 年 月 日

地区名

推薦者名

[illegible]